

## 宮崎の豊かな食材輸出支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宮崎産の農産物等の海外輸出を推進し、農林漁業者等の所得向上を図るため、海外への輸送、商品開発、市場開拓及び販路拡大等に取り組む農林漁業者等に対し、その取組に要する経費の一部を補助することについて、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助事業者)

第2条 この要綱に定める補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に定める者であって、市内に住所を有し、かつ、市税の滞納がない者とする。ただし、宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者は補助金の交付対象としない。

### (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び、補助率等は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (申請書に添付する書類)

第4条 規則第3条第1号の事業計画書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第3条第2号の予算書は、収支予算書（様式第2号）によるものとする。

3 規則第3条第3号のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税確認同意書（様式第3号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号の2）
- (3) 法人等にあつては、定款及び登記簿謄本の写し
- (4) 直近の決算書又は申告書の写し

### (軽微な変更の範囲)

第5条 規則第7条第1項の規定による市長の定める軽微な変更の範囲は、経費の配分欄に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の増減とする。

### (実績報告書に添付する書類)

第6条 規則第11条第1号の事業実施報告書は、様式第4号によるものとする。

2 規則第11条第2号の決算書又は決算見込書は、収支決算書又は収支決算見込書（様式第5号）によるものとする。

(補助金の支払い)

第7条 補助金は、概算払いにより交付することができる。

(実施状況の報告)

第8条 事業実施者は、事業実施した年度から3ヶ年間、輸出先ごとの実績額について、市長に対し報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

なお、みやざきの農産物等海外販路確立事業補助金交付要綱（平成30年6月20日施行）については、令和3年3月31日で廃止する。

別表

区分	補助対象経費	補助対象者	補助率	補助金の 上限額
1. 農業者等の海外市場調査研究支援	海外市場調査の取組に必要な次に掲げる経費のうち、謝金、旅費、負担金及びその他市長が特に必要と認める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1)海外市場調査 (2)輸出に係る研修の実施及び参加	農林漁業者により構成された規約等の定めのある団体	1 / 2 以内	100千円
2. 輸取出組事業者支援	農産物等の海外輸出の取組に必要な次に掲げる経費のうち、謝金、旅費、需用費、役務費、原材料費、使用料、委託料、手数料及びその他市長が特に必要と認める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） (1)パッケージデザインの作成 (2)広告宣伝資材の作製 (3)販売促進に関する活動 (4)国内外での展示商談会、催事等への出展 (5)テスト輸出、輸送の実施 (6)海外へのサンプル送付、残留農薬検査等の実施 (7)輸出につながる認証の新規取得	(一社)みやPEC推進機構	予算に定める額	
		農業協同組合	1 / 2 以内	800千円
		(1) 漁業協同組合、森林組合、若しくは農林漁業者により構成された規約等の定めのある団体  (2) 農業法人又は法人設立を予定している農林漁業者  (3) 市内で生産、採取又は水揚げされた農林水産物を加工し販売する製造業者	1 / 2 以内	200千円